

平成17年度第1回静岡県国民保護協議会

議 事 録

日 時 平成17年6月6日(月)午後3時30分から午後4時15分まで

場 所 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」

11階会議ホール・風

出席者 会長及び委員合計47名のうち43名が出席

(開始時刻 午後3時30分)

知 事 挨 拶

それでは、一言御挨拶を申し上げます。昨年9月に国民保護法が施行されました。これに伴いまして、県の段階で静岡県国民保護計画、これを平成17年度中に作成をするということが要請されております。この作成に当たりましては、本日第1回の会合になります、この国民保護協議会の諮問を経て、内容を確定するという事になっております。

したがって、これから皆様方の率直な、いろいろ御意見を頂戴いたしまして、県の方で作成いたしました原案を、より良いものに修正をして、成案を得たいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。それでは早速、議事に入りたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議事録署名人の指名

<会長 石川 嘉延 静岡県知事>

静岡県国民保護協議会運営要領第4条の規定により、以下の2名を議事録署名人に指名する。

国土交通省清水海上保安部長	菅原正春	委員
日本銀行静岡支店長	上野正彦	委員

議 事

会長の職務代理者の指名

＜会長 石川 嘉延 静岡県知事＞

静岡県国民保護協議会条例第3条の規定により、会長の職務代理者として静岡県副知事の鈴木雅近委員を指名する。

協議事項

静岡県国民保護協議会運営要領の制定（資料1）

静岡県国民保護協議会傍聴要領の制定（資料2）

＜曾田尚寿 県防災政策室副参事＞

それでは、資料1、静岡県国民保護協議会運営要領案をご覧ください。

この要領は、静岡県国民保護協議会条例第8条に、協議会の運営に関し必要な事項は協議会に諮って定めると規定されております。この規定に基づき御協議いただくものでございます。

運営要領の主な内容について、説明をします。

第2条、会議の招集では、会議開催の場所、日程、付議すべき事項を、あらかじめ委員に通知するよう、定めております。第3条、委員の代理出席では、委員は、国民保護法第38条第4項第8号の規定により任命された有識者の委員を除き、やむを得ない事情により、会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる旨を定めております。さらに第4条、議事録では、会議についての議事録の作成及び議事録署名委員について定めるものであります。

次に、資料2、静岡県国民保護協議会傍聴要領案をご覧ください。

本協議会における審議が、公正かつ円滑に行われるよう、傍聴手続及び遵守事項について定めるものであります。

傍聴要領の主な内容について、説明いたします。

1、傍聴する場合の手続では、傍聴の受付手続、並びに先着順の受付、定員になり次第受付を終了する旨を定めております。2、傍聴に当たって守るべき事項では、会議開催中は静粛に傍聴すること、会長の許可を得ない写真撮影、録画、録音等を禁止する旨を規定しております。さらに3、秩序の維持では、2の遵守事項に違反したときの退場、規則違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがある旨を定めるものであります。以上で説明

を終わります。

質疑応答：なし

採 決：異議なし

原案のとおり決定する。

諮問事項

静岡県国民保護計画の作成（資料3-1～4、資料4、資料5）

＜曾田尚寿 県防災政策室副参事＞

静岡県国民保護計画の作成の説明に先立ちまして、国民保護の概要について、説明いたします。

資料3-1、武力攻撃事態等における国民保護の位置づけを御覧ください。

有事法制につきましては、2001年のニューヨーク同時多発テロや、日本近海での不審船の問題など、内外の諸情勢を考慮し、有事への対応や、有事の際の国民保護措置について、議論を重ね、整備されたものでございます。

上段に書いてございます、武力攻撃事態対処法は、有事への対処に関する基本理念を盛り込んでおります。具体的内容としましては、国、県、市町村だけでなく、医療、放送、輸送、電気、ガス、通信など、公共的な事業を営む指定公共機関が、国民の協力を得つつ、万全の措置を講じると規定しており、平成15年6月に成立しました。

さらに、下段の方には、いわゆる有事7法と言われた法律であり、昨年6月に成立し、9月17日に施行されたものでございます。真ん中にあります国民保護法は、武力攻撃事態等において国民をいかに保護するかについて規定しております。

具体的仕組みにつきましては、資料3-2をご覧ください。

まず、左側の避難・救援への対応です。有事に関する情報につきましては、基本的には国が一元的に把握しておりますので、危険な事態が生じた場合には、国が警報を発令し、県から市町村に通知し、住民に伝えられることとなります。

さらに、住民の避難が必要となった場合には、国が避難を指示し、県から市町村に通知され、実際の住民避難は、市町村及び消防等が中心となって行います。状況によりましては、バス、鉄道等により、居住地以外の地域への住民避難を行います。

次に、避難住民への救援ですが、県が、市町村の協力を得ながら、避難所の設置、炊き出し、医療などの救援を行います。この場合、医療等につきましては、日本赤十字社、県の医師会、看護協会などにご協力をお願いします。なお、指定都市である静岡市につきましては、この救援等の事務を、自ら行うことと規定されております。

また、右側の武力攻撃に伴う被害の最小化についてであります。武力攻撃の可能性が高い場合に、施設管理者による安全確保や、県、市町村、警察等により、警備の強化などを行うことにより、被害を最小化しようとするものであります。

次に、資料3-3、基本指針及び計画等をご覧ください。

上段の方を御覧ください。先ほどの青木室長にも同じような資料があったわけでございますけども、今年の3月に、政府が基本指針を作成しました。その内容としましては、想定される武力攻撃事態の類型、警報の発令、避難指示、救援等の基本的な事項を定めてございます。

この基本指針に基づきまして、17年度において、都道府県、また国の各省庁が、国民保護計画を作成することとしておりまして、さらに国が昨年指定しました160社の指定公共機関が、国民保護業務計画を作成することとなっております。

下段を御覧ください。18年度には、市町村が、県の国民保護計画と整合をとりました、市町村国民保護計画を作成するとともに、今年3月に県の方で指定させていただきまして、指定地方公共機関においても、業務計画を作成することとなります。

次に、資料3-4、静岡県国民保護計画の作成フロー図をご覧ください。

国民保護計画は、知事が作成することとなっておりますが、その作成に当たっては、国民保護法の規定により、あらかじめ国民保護協議会に諮問することとされております。このため、計画案を本協議会に諮問し、御意見をいただきながら、計画を作成していきます。

では、次に、諮問事項であります静岡県国民保護計画の作成について、御説明します。

資料4、静岡県国民保護計画作成に当たっての基本的考え方を御覧ください。

国民保護における県の責務は、上段に書いてございますが、武力攻撃事態等

における国民の保護のための措置に関する法律その他の法令、基本指針及び静岡県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進することとされております。

この責務に鑑みまして、静岡県国民保護計画の作成に当たっての基本的考え方としましては、(1)として、国民保護法及び政府の基本指針に基づき、次に掲げます8項目に留意し、17年度において計画を作成します。

第1としては、基本的人権の尊重です。県は国民保護措置の実施に当たっては、憲法の保障する国民の自由と権利を尊重します。

第2としては、国民の権利利益の迅速な救済であります。県は国民保護措置の実施に伴う損失補償、不服申し立て、又は訴訟等の手続を、迅速に処理するよう努めます。

第3としては、国民に対する情報提供です。県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に対する正確な情報を、適時・適切な方法で提供いたします。

第4としては、関係機関相互の連携協力の確保であります。県は、国、市町村、並びに指定公共機関、及び指定地方公共機関と、平素から相互の連携体制の整備に努めます。

第5としては、国民の協力であります。県は、国民保護措置の実施のために、必要あると認める場合であっても、その協力は、自主的な意思に委ねられるものであって、強制にならないよう留意します。

第6としては、指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮です。県は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自立を保障することにより、言論その他表現の自由に特に配慮します。また、県は、指定公共機関、指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、状況に即して、それぞれの機関において、自主的に判断されるものであることに留意します。

第7としては、高齢者・障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施であります。県は、国民保護措置を実施するに当たりましては、高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者の保護に留意します。

第8としては、安全の確保です。県は、国民保護措置に従事する者及び要請に応じて協力をする者に対しては、安全の確保に十分配慮します。

次は(2)でございます。

静岡県国民保護計画につきましては、まずは、避難、救援に係る基本的枠組みを盛り込むべきものと考えております。先ほど説明にもありましたが、総務省の方で、今年3月に都道府県国民保護モデル計画を作ってくださいましたが、そのモデル計画に準拠して、作成したいと考えております。

なお、このモデル計画は、消防庁が、地方公共団体の国民保護に関する懇談会を開き、その中で、各界各層の方々から意見をいただき、作成されたものがあります。

最後に（３）でございます。

国民保護計画は、計画作成後においても、国民保護措置に係る研究成果や、新たなシステムの構築、訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを加えていくこととします。以上の基本的考え方にに基づき、静岡県国民保護計画を作成いたします。

次に、資料の５、計画の構成案をご覧ください。

静岡県国民保護計画の構成につきましては、先ほど言いました消防庁から示されているモデル計画の構成に準拠して作成して参ります。

主な内容について説明いたします。

第１編、総論としては、県の責務、国民保護に関する基本方針、さらに県国民保護計画が対象とする武力攻撃事態等を盛り込むこととしております。

２ページを御覧ください。

第２編の平素からの備えや予防につきましては、県における組織、体制の整備、関係機関との連携体制の整備、情報収集、提供の体制整備のほか、３ページに記載しております、避難及び救援に関する平素からの備え、さらに４ページに記載しておりますが、物資及び資材の備蓄、整備等について、盛り込みたいと考えております。

下段をご覧ください。

第３編、武力攻撃事態等への対処としましては、初動連絡体制の迅速な確立、５ページに記載してございます、県国民保護対策本部の設置、警報及び避難の指示、６ページの方に記載しております救援、安否情報の収集・提供、さらに７ページにかけて記載してございますが、武力攻撃災害への対処、そして、８ページのところを御覧いただきたいと思いますが、交通規制などについて、盛り込みたいと考えております。

第４編、復旧等でございますが、応急の復旧、国民保護措置に要した費用の支弁等について、盛り込みたいと考えております。

最後に、９ページの方を御覧いただきたいと思っております。

第５編、緊急処理事態等への対処です。具体的には、大規模テロへの対処となりますが、武力攻撃事態等におけるゲリラや、特殊部隊による攻撃等と同様な事態が想定されるため、基本的には、武力攻撃事態等への対処に準じて行うことを盛り込みたいと考えております。

静岡県国民保護計画の作成スケジュール（資料6）

<曾田尚寿 県防災政策室副参事>

最後に、資料6、静岡県国民保護計画の作成スケジュール案をご覧ください。
国民保護計画を作成するに当たりまして、4回の国民保護協議会への諮問を予定してございます。

本日の第1回協議会においては、国民保護計画の作成について、一括して諮問させていただき、具体的には、計画作成に当たっての基本的考え方、計画の構成案等について、御協議いただきます。また、第2回、第3回においては、計画面案について御協議いただき、第4回において、最終計画面案の協議、そして、答申をいただきたいと考えております。併せて、パブリックコメントも実施する予定でございます。

なお、協議会での審議状況などにつきましては、県のホームページを通じて、広く県民に周知していきたいと考えております。以上で説明を終わります。

質疑応答：なし

意見：なし

<会長 石川 嘉延 静岡県知事>

それでは、特に御質問、御意見無いようですので、一応、諮問事項、そして協議事項を全て終了したことにいたしたいと思えます。

中身がまだなくて、骨格だけでありますので、次回、案が盛り込まれて参りますと、いろいろ、御意見とか御質問もたくさん出てこようかと思えますので、本日は以上で終了いたしたいと思えます。

円滑な進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

（議事終了 午後4時15分）

平成17年度第1回静岡県国民保護協議会の議事録は、以上のとおり相違ないことを確認する。

平成17年 月 日

（議事録署名人）

委員（国土交通省清水海上保安部長）

印

委員（日本銀行静岡支店長）

印